

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第133号）が本日公布され、令和4年9月26日から施行することとなったところですが、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

記

1 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、医師は感染症の患者等を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、都道府県知事等に届け出ることとされている。

医師に対して義務付けられている法第12条第1項の届出（以下「発生届出」という。）を要さない場合については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第3条及び附則第2条の2第4項において列挙されているところ、都道府県知事が届出を行い、厚生労働大臣が都道府県の名称を告示した都道府県の区域内において医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合等については、発生届出の対象について、

- ・ 高齢者
 - ・ 妊婦
 - ・ 入院、当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤若しくは酸素の投与といった医療の提供が必要となるおそれのある者
- に限定する取扱いとしている。

今般、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で上記の取扱いを適用することとする。

2 改正の内容

- 医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合については、当該感染症の

患者（65 歳未満のものに限り、妊婦を除く。）について、以下に掲げる医療の提供を要しない場合は発生届出を不要とする。

- ・入院
- ・当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤若しくは酸素の投与

○ その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 4 年 9 月 26 日から施行する

4 留意事項

- ・ 当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤については、別添の告示（令和 4 年厚生労働省告示第 293 号）を御参照いただきたい。

○厚生労働省告示第二百九十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三条第四号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤を次のように定め、令和四年九月二十六日から適用する。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤（令和四年厚生労働省告示第二百五十五号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第一項の規定による届出があつた都道府県（令和四年厚生労働省告示第二百六十六号）は、令和四年九月二十五日限り廃止する。

令和四年九月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三条第四号の規定に基づき厚生労働

大臣が定める薬剤は、次に掲げるものとする。

- 一 カシリビマブ（遺伝子組換え）・イムデビマブ（遺伝子組換え）
- 二 ステロイド薬
- 三 ソトロビマブ（遺伝子組換え）
- 四 トシリズマブ（遺伝子組換え）
- 五 ニルマトレルビル・リトナビル
- 六 バリシチニブ
- 七 モルヌピラビル
- 八 レムデシビル

○厚生労働省令第三百二十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(医師の届出)</p> <p>第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 診断した新型コロナウイルス感染症の患者(六十五歳未満の者に限り、妊婦を除く。)について入院又は当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤(厚生労働大臣が定めるものに限る。)若しくは酸素の投与を要しないと認められる場合</p> <p>附則</p> <p>(削る)</p>	<p>(医師の届出)</p> <p>第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(医師の届出の特例)</p> <p>第二条の二 都道府県知事が、新型コロナウイルス感染症のまん延により、法第十二条第一項の規定に基づく届出に関する事務を医師及び都道府県知事(保健所設置市等にあつては、その長とし、医師が同項の規定により当該都道府県知事又は保健所設置市等の長に当該届出を行う場合に經由する最寄りの保健所長を含む。)が処理することとした場合に当該感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けることが困難になるおそれがあると認める場合であつて、かつ、当該都道府県知事が、当該感染症の患者を診断した医師の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年齢別の総数を毎日公表する場合には、当該都道府県知事は、厚生労働大臣に対し、その旨を届け出ることができる。</p> <p>2 都道府県知事(当該都道府県の区域内に保健所設置市等を有するものに限る。)は、前項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、保健所設置市等の長の意見を聴かなければなら</p>

「一」と、第十一条第一項第一号中「第四条第一項第三号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二条の二第一項第三号及び第四号」と読み替えるものとする。

「一」と、第十一条第一項第一号中「第四条第一項第三号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二条の三第一項第三号及び第四号」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、令和四年九月二十六日から施行する。